

## 開 議

○**渋谷佐輔議長** おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員は、ございません。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、今泉春江議員から資料の配付について申し出があり、会議規則第150条の規定により許可いたしましたので、ご報告いたします。

本日の会議は、配付しております議事日程第4号をもって進めます。

### 日程第1 市政一般に関する質問

○**渋谷佐輔議長** 日程第1、市政一般に関する質問を7日に引き続き行います。

それでは、順次ご指名いたします。

### 今泉春江議員の質問

○**渋谷佐輔議長** 順位10番、議席番号8番、今泉春江議員。

(8番今泉春江議員登壇)

○**8番 今泉春江議員** おはようございます。日本共産党の今泉春江でございます。

市長に大きく3つの質問をいたします。

第1の質問は、市庁舎建設基本設計の問題についてです。

長井市の新市庁舎の基本設計ができ上がり、

議会に示されました。驚いたことは、今までの議会での市長答弁は何だったのかということです。2月臨時議会、3月議会、6月議会の議事録で確認させていただきました。私は、市民本位の市庁舎建設を願い、幾つかの問題点を申し上げ、その解決案としてグンゼ敷地への市庁舎建設を提案させていただきました。

まず、市長答弁を確認しますと、場所を決めていただいた後、最大限、議会の皆様、市民の皆様からの意向を受けた形で進めたい、議会と一緒にしてお互い信頼し合ってやっていく、今泉議員の提案は理想として一番いい形と思う、基本設計でいかようにでもできる、基本設計は2案ぐらいがいいのではないかと答弁されており、議会と約束した重要な答弁です。

そして、この約束があったので、私は場所設定案に賛成しました。2月臨時会で反対したほかの議員も同じだったのではないかと思います。この答弁の約束を守るためにも、議会で出された意見を入れた最低でも2案を示すべきです。問題とされた市民の利便性を第一に考えた市民本位の市庁舎の配置は、示されたあの案では生かされていません。なぜ議会答弁とでき上がった基本設計が違ったのか、わかるように説明をしてください。

3月議会でも言いましたが、基本設計の大きな問題の一つは、グンゼ通りから市庁舎までの距離が150メートルもあり、長いことです。しかも駐車場の問題です。現在の長井市の市庁舎は、長い間、駐車場が狭く、車の接触事故が頻繁に起こり、大変不便でした。向かいの駐車場ができて道路を横断しなくてはならず、高齢者や障害者にとっては大変危険で不便です。

私たちに示されました市民アンケートでは、市役所にはどんな方法で来ますかとの質問には、88.8%、約9割が車で来ると回答されています。そうであれば、車での来庁者に最大の配慮をすることが重要です。何台駐車できるかではなく、

ゆったりした安全に駐車できるスペースが必要で、さらに建物にも近く、使い勝手のよいものにしなくてはなりません。また、車の出入りも安全にしなくてはなりません。

防災拠点としての機能を持つ市庁舎ですので、緊急車両などの出入りや、市民の避難所の機能も果たすには、グンゼ敷地に市庁舎を建てるのが最適だと思います。そして、職員の駐車場は基本設計で示された市庁舎の場所にすべきだと思います。

また、市長は、長井駅を一体化してフラワー長井線で来る方は、雨などにぬれることもなく市役所に来ることができますと、駅と一体化を強調していますが、市民アンケートでは、長井線で来ると答えた方は1人もなく、ゼロでした。それなのになぜ市庁舎と駅との一体化を強調するのですか。駅を新しくすることに反対ではありませんが、山形鉄道は営利企業であり、市役所は市民サービスの場所です。それを一緒にすることには目的も違い、機能的にも無理があります。

さらに市長の市民への説明会や議会には、2階建て以上は圧迫感があるので建設はしないほうが良いと何回も話していましたが、設計では3階建てになりました。3階建ては良いと思います。しかし、これはご自分の話にも一貫性がありません。さらに基本設計では、駅舎を含め全長が167.6メートルで、現市庁舎の3倍にもなります。3階建てにしてもこれです。これでは長過ぎて、職員も市民も不便です。

また、構内道路を市道にしています。これでは道路交通法の適用を受け、交通規制が必要となり、横断歩道の利用が義務づけられ、来庁者や歩行者は不便を強いられます。構内道路がなぜ市道なのか。市庁舎をグンゼ敷地に建てればそんな必要は全くないと思いますが、お考えを伺います。

鍵はグンゼ敷地の有効な活用です。ここに市

庁舎を建てれば、徒歩で来る方にも、車の方にも、利便性は高くなり、市民サービスの向上が望めます。いかがですか、お考えを伺います。

グンゼ敷地は現在、測量を行っているとの報告がありましたが、土地購入の交渉はどうなっていますか。その進捗状況はどうですか、伺います。

市庁舎の建設は、長井市発展に大きく影響します。60年、100年先を見据えた建設が必要です。デザインなどより市民の利便性、市民本位の市庁舎建設を望みます。全体として、この案は議会と市民の声を反映したものとはなっておらず、賛成しかねます。市長のお考えを伺います。簡潔で明確な答弁を求めます。

第2は、幼児教育・保育無償化の実施に伴う対応についての質問です。

新しい経済政策パッケージが2017年12月8日に閣議決定されました。ここで幼児教育・保育無償化のおおよその内容が決まりました。そして、経済財政運営と改革の基本方針2018が6月15日に閣議決定され、骨太方針で未確定の部分も決定しました。これによりますと、2019年10月に消費税率が10%に上がると、幼児教育無償化がスタートします。しかし、無償化については余り議論がされておらず、特に地域にどのような影響を及ぼすかほとんど考えられていません。長井市でもまだ私たちには具体的なことは示されておらず、スタートまではあと1年少ししかなく、市町村が対応する場合、2019年度予算に反映させる必要があります、急を要します。

具体的に、無償化の対象の内容を見ますと、3歳から5歳で保育を必要と認定された子供は、保育所、認定こども園、新制度の対象となる幼稚園を利用する場合は無料となります。所得に関係なく無料になるということです。3歳から5歳で保育の必要を認定されない子供は、認定こども園、新制度内幼稚園を利用する場合は無料となります。

しかし、認定される子供、されない子供も、新制度外幼稚園や認可外保育施設などの利用は上限があり、それを超える部分は利用者負担となります。また、住民税非課税世帯で保育の必要を認定されたゼロ歳から2歳の子供は、保育所、認定こども園、地域型保育事業などを利用する場合は無料となります。一定の基準を満たす認定外保育施設を利用する場合は、先ほどと同じく上限があり、それを超える額は利用者負担になります。

無償化そのものに反対する人は余りいません。しかし、今回の無償化については、いろいろな意見が出されています。その懸念されることの一つには、無償化の財源を消費税にしており、消費税の引き上げを避けようとする、保育充実のための予算ができない問題が生じます。社会保障の財源と消費税をリンクさせたことには大きな問題があると思います。

2つには、無償化の恩恵は所得が高いほど大きくなるという点です。国が定めた利用者負担額は、保育料は応能負担であり、それを無償化にすると所得が高いほど恩恵が大きくなります。所得階層の高い人も含めて、全てを無償化するだけではなく、それ以外の分野の待機児童の解消、保育士の処遇改善、保育環境整備など、取り組む課題があるのではないかという声もあります。

また、3歳以上の保育料が無料となりますと、現在、市町村が行っている減免などの財源が新たに市町村の財源として生まれます。これらの新たな財源をどう使うかなど、問題点が多くあります。

政府が来年実施予定の幼児教育・保育無償化について、全国の都道府県の県庁所在地などに聞いた共同通信の記事では、政府の幼児教育・保育無償化に対し賛成と答えた自治体は半数に満たなかったとあり、議論を積み重ねずに首相官邸主導で決めつけたツケが回っていると、ま

た政府は自治体任せにせず混乱が生じないように責任を持って対応する必要があると言っています。保育無償は準備期間の短さから、大半が実施時の対応に不安を示しております。長井市としては来年から実施の幼児教育・保育無償化に対してどのようなお考えか。問題や課題などはないのでしょうか。また、影響や準備のための費用などはどのように対応なさるのか、お考えを伺います。

次に、関連して、現在の長井市の子育て支援についてお尋ねします。

共産党の2018年3月現在の県内市町村の保育料の負担軽減の状況を示す資料を見ますと、上山市、新庄市、寒河江市、小国町や高島町では18歳以下の子供がいる場合は3人目は無料としており、白鷹町では中学生以下の子供第3子以降は無料となっています。ほかにも山形市や鶴岡市、酒田市などでも第3子は無料となっています。ほとんどの市町村で保育料負担軽減は多子世帯に大きな支援となっています。

ところが、長井市の保育所、児童センター入所ガイドを見ますと、多子世帯の保育料軽減について、保育所、認定こども園等を兄弟で利用する場合、最年長の子供から順に、2人目半額、3人目以降無料となると書かれています。さらに詳しく認定区分を見ますと、1号認定、2号、3号認定でも就学前や小学校3年までの範囲が示されており、さらに支援は世帯の市町村税所得割合算の基準条件の世帯もありますが、小学校3年までの兄弟が3人もしくは兄弟での入所でない、この支援が受けられません。今の少子化の中で、年子などで3人が同じに利用する方は本当に数える程度の少数かと思われます。

過日の議会と市民との意見交換会の中で、4人の子供がいる父親から、長井市の第2子半額、第3子無料などの中身はからくりがあり、保護者としては詐欺ではないかと思うようなものと、厳しい意見が私たち議員へ出されました。この

ことは、兄弟3人で利用していないと軽減にならないことを示しており、事実子供が4人いても、この軽減の支援が利用できないことへの意見でした。第2子半額、第3子であれば本当の無料にしてほしいと強く要望されておりました。県内の多くの市町村のように、18歳までの子供を対象とし、年齢が離れていても第2子、第3子保育料軽減をなされるように、そのためには来年の幼児教育・保育無償化を待つことなく、直ちにこのことを改善されますよう望みます。市長にお考えをお聞きます。

3番目に、今夏のエアコン設置の成果と評価について伺います。

猛暑が続いていた今夏、長井市では全ての小学校、中学校の普通教室にエアコン設置を完了しておりました。過日、山形新聞に、県内学校のエアコン設置状況の記事が掲載されておりました。また、皆様に配付させていただいた8月25日しんぶん赤旗に、長井市のエアコン設置状況についての記事が掲載されました。この記事にもありますように、山形県内全小・中学校の普通教室と特別教室のエアコン設置率が3割台中、長井市では小学校全6校、中学校全2校に設置されました。

これまで文教常任委員会の何度かの各学校視察などで生徒の健康を心配し、生徒の夏場の暑さ対策への意見が出されたことが鮮明に印象に残っております。そのような意見も大きく反映され、このたびのエアコン設置につながったのではないかと思います。全部の学校への設置には、2014年から17年にかけて数年かかりましたが、今夏の猛暑への対応で生徒さんの健康維持のために大きな貢献をしました。

エアコンの設置について、しんぶん赤旗の記者は、長井市さんは先見の明がありましたねと、大きく評価されておりました。何よりも生徒の皆さんの熱中症の予防となり、勉強に集中できます。エアコンの小・中学校100%設置の成果

と評価について、どのように考えておられるか、市長にお考えを伺います。

また、本庁舎のエアコンもこのたび設置されました。エアコンの設置は新庁舎になってからと思っておりましたので、こちらは大変よかったと思っております。何よりも職員の健康を一番心配しておりましたし、扇風機は仕事もしづらく、大変だったと思います。このことも改善できました。さらに、暑い中おいでになる来庁者にも大変よかったと思っております。

しかし、一つ残念なことは、猛暑対策としての給水器での水分補給がされませんでした。私は給水器の設置を今まで3回要望、費用も15万円くらい、メーカーによっては無償のリースもあるので設置を強く求めてきましたが、設置には至りませんでした。銀行、その他の公共施設にはどこでも設置されているのに、市民の健康と市民サービスの模範となるべき市庁舎にそれが無いのはどういうことでしょうか。今夏の猛暑こそ来庁の市民に熱中症対策の一助になったのではないのでしょうか。今後は新市庁舎の建設もあり、お考えも違ってくるのかと思いますが、給水器の設置を改めて強く提起します。

次に、生活保護世帯には、今までクーラーの設置は認められませんでした。しかし、猛暑が続く、熱中症の患者が全国で多数発症し、命を落とす方の情報もされております。

そんな中、今般、厚労省がクーラー設置を認める通知を出し、設置できることになりました。長井市でもこの通知を受け、生活保護世帯にもこの通知が届いていて、要望があるのかと思っておりましたが、先日、民生委員の方にお聞きしますと、まだ何も聞いていないとのことでした。命にもかかわる大切な通知です。至急この通知の周知徹底することが必要です。

また、設置するための具体的な費用について、手だてを用意することも必要です。厚労省は一定の条件を満たした世帯に対し、エアコン購入

に上限5万円の支給を認めたとの新聞記事が掲載されておりました。このことなども最大活用なされ、至急、対策をとっていただきたい。市長のお考えをお聞きします。

また、電気代がかかるとしてクーラーを使用せず熱中症になり亡くなった方などの報道が全国であります。そこで、そのようなことがないように、高齢者世帯、障害者世帯、病人のいる世帯、低所得者世帯など、冬季の福祉灯油補助に倣い、クーラー使用に係る電気代補助をなさってはどうか。そうすることでクーラーの使用を促し、熱中症予防の注意喚起になるのではないのでしょうか。お考えはどうか。

さらに猛暑が予想される日は、コミセンなど各地域でクーラーがある公的な施設に高齢者、障害者などが暑さ対策で休養できるよう、緊急的に開放なさってはどうか。以上、市民への猛暑対策にかかわる提案とします。市長のお考えをお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** おはようございます。今泉春江議員のご質問にお答えいたします。

3点いただきましたが、まず最初に、市庁舎建設基本設計についてお答えを申し上げます。この項につきましては3点ほどご質問、ご提言もいただいておりますが、まず最初に、3月議会での市長答弁と基本設計の相違について説明を求めるということについてでございます。

議員のほうからは1案しか提案してないというようなご質問でございますけれども、8月17日の全員協議会、8月24日の市庁舎等建設調査特別委員会におきまして、議場が建物の南側か北側かの配置の2案を提示させていただきました。1階と2階の平面につきましては2案とも基本的に同じでございますが、この案まで提案させていただくまでには市民1,000人のアンケート、市内中学生全員、子育て世帯、高齢者か

らのアンケートをもとに、さらに地区長さんや各団体の代表15名で構成する新庁舎整備市民検討委員会のご意見を反映しながら、以前のL字型も含め、数十プランの検討を重ねた結果のものでございます。

今泉議員がご指摘の1案の提案で意見が反映されていないということではございませんで、ご意見を十分反映した2案のプランであるというふうに考えております。

また、新庁舎建設整備基本計画の市民説明会で、2階以上は圧迫感があるので建設はしないほうが良いと私が何回も話をし、設計では3階であり、一貫性がないというご指摘でございますが、新庁舎建設整備基本計画の市民説明会では、3階建て、一部2階建ての3つのプランでの検討を行っていただき、その中の1案で説明を行っており、2階以上は建設しないほうが良いという発言はしてございません。

ただ、議会に対する全員協議会等々でもお話ししましたように、まだ建設地の議案が可決されてない、ご可決いただけてない状況の中で、駅ということでの案については周辺の住民の皆様にも不要なご心配をおかけしないようにということで、低層の庁舎をということでお話を説明させていただきましたが、その後、3月定例会の最終日に、この建設地のご可決をいただいた後に、栄町の説明会も行っております。その中で予定地についてご理解をいただいて、その中でも特に影響がないという判断をいたしたところでございまして、したがって、全く議会の皆様にも2階建てでということでは申し上げてない、そういった含みを持った説明をさせていただいたというふうに考えております。

続きまして、(2)の市民本位の駐車場と建物の設計を求めるということについてでございますが、市民の駐車場につきましては、庁舎玄関の直前に屋根つきの通路に接した25台分のいわゆる思いやり駐車場と、グンゼ敷地内に250

台程度の駐車場を計画しております。思いやり駐車場のスペースとして、通常の幅員2メートルないしは2.5メートルでございますけれども、これよりは広くとる3メートルの幅員とすることによりまして、ゆったり安全で乗りおりしやすいものにと計画しているところです。

また、駐車場に付随した屋根つきの歩道を通り、直近の3カ所の玄関から庁舎内窓口までの移動距離としてはドア・ツー・ドアであり、移動距離も県内庁舎でも最短のレベルであると思っております。また、3月、4月の繁忙期以外では庁舎前の25台の駐車台数で、新庁舎と一般市民駐車場としては台数的には十分であり、スペース的にも庁舎に入るにも、市民本位の駐車場であると考えております。

建物の設計につきましては、手続きしやすい窓口機能として、1階ロビーには庁舎全体の案内や、要件の聞き取りも行う総合案内窓口や、音声案内できるモニター画面案内を設けて、わかりやすくスムーズな案内と手続関連窓口をまとめることにより、負担を軽減できる窓口機能が確保できると考えます。

また、プライバシーに配慮するため、仕切りのある低い窓口カウンターや個室の相談ブースを設ける計画です。また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律や、山形県福祉のまちづくり整備マニュアルを遵守しまして、高齢者や障害者にも優しいバリアフリーな通路やトイレとすることは当然でありまして、小さなお子様連れの方のためのキッズコーナーや、授乳室等々の設計にも配慮をしております。さらに交流と触れ合いを生む親しみやすい庁舎として、誰もが利用できる市民ホールを駅舎部分に設け、ギャラリーやイベント、休憩ができる多目的スペースや、会議等に利用いただける市民協働ルームを設置いたします。これらを盛り込んだ設計により、市民本位の駐車場や建物のご提案ができるものと考えております。

なお、議員のほうからは、ご質問の中で庁舎が長くて移動が大変だというようなご質問でございますけれども、これにつきましては先週の木曜日、金曜日の一般質問で議員の皆様からいただいた、やはり同じようなご質問がございましたが、160メートルを越す庁舎でございますが、そのうち約60メートル部分については駅舎と山形鉄道、そして待合室と市民ホールの共有のスペースということで、市役所にご用事の方についてはこちらのスペースではなく、入り口が3カ所ございますけれども、庁舎の入り口はまた別に正面にございまして、そこに思いやり駐車場があるわけでございますが、その前は6メートルの市道を通しまして、そこから駐車し、そして庁舎に入ると。

そこを真ん中に掲げてございますので、市民の皆様がさまざまな手続や相談等々をするスペースとしては、約80メートルから90メートルと考えておりまして、その真ん中に総合案内で入り口を設けているということから、移動距離は、全ての課、回るということであれば大変な距離にはなりませんけれども、通常、市民課等、あるいは福祉、子育て等といった手続等でございますと、駐車場から歩いて10メートル、20メートルで用を足せるということでございますので、その点をご理解をいただきたいと思っております。

また、基本的にグンゼ通りから市民の皆様が市役所に入るというケースも多いと思っておりますが、一番は駅前通りを歩いて駅前広場から左に回っていただいて、市庁舎の正面のところの駐車場に車をとめていただいて、いろいろな手続、あるいは相談等々を行っていただくということで、入り口は基本的に駅前通りということでございまして、それが遠いということは、グンゼ通りのお話がございましたけれども、車でいらっしゃる場合にはそんなに距離感を感じないのではないかと考えております。

また、壇上でのご質問の中で、グンゼ敷地内

に市庁舎を建てるべきだというようなご提言がございましたけれども、3月定例会での提案では、駅と一体となった長井市の所有地に庁舎を建てるということでご可決をいただいておりますので、グンゼ敷地に市庁舎を建てるのが最適だということについては、ちょっと今の段階では難しいというふうに考えてございます。

また、長井駅を一体化して、長井線で来る方などについての配慮があって、市役所に来やすくなると、駅と一体化ということを強調しているが、市民アンケートで誰も来ないというようなことではございましたが、アンケートは基本計画を立てる際に皆様をお願いしたもので、場所については決めてございません。したがって、どこに市役所があるかまだわからないうちの駅を、フラワー長井線を使うという想定が余り想像できなかったんじゃないかと。

ただし今回は駅と市庁舎が一体でございますので、鉄道を使ってお越しいただけるということは非常に便利だということから、ぜひフラワー長井線も活用いただいて、なおかつ歩くのは大変ですが、健康維持のためにもぜひフラワー長井線を活用いただいてお越しいただきたいと考えているところです。

さらには、そうですね、そんなところでしょうか。もしご質問いただいたところがあらかじめいただいた質問内容と少しまた違うところがご発言の中でございましたので、抜けておりましたらご指摘をいただければというふうに思います。

続きまして、構内の市道の問題でございます。

市道として整備した場合の道路交通法の目的でございますけれども、歩行者や通行車両の安全を最優先に定められた法律でございますので、車両が通行する構内道路はスピードが出せない構造の検討や、歩行者の安全を守るための歩道、横断歩道や信号機等の交通安全設備を設置し、安全最優先な構造を検討してまいります。むし

ろ通常の道路交通法に定められた構内の道路以外のものを、いわゆる私どもで考えている市道ということで、もちろん先ほど申し上げましたように、道路交通法に縛られるわけでございますが、一方で、例えばよくあるのはショッピングセンター等々の駐車場でございますが、こちらについては道路交通法適用外でございますので、むしろそちらのほうが事故が非常に多く、なおかつ事故が起きた場合に当事者間だけの話し合いになって、非常に混乱を招いているケースが多いと。したがって、むしろ市役所にいらっしゃる方についてはしっかりと歩行者を優先するという考え方から、市民の利便性や市民本位の庁舎になるように、こういった市道の配慮なども行って設計しているということでございます。

最後に、グンゼ敷地の土地購入の交渉はどうなっているかのご質問でございますが、庁舎の駐車場敷地と構内道路の市道敷地につきましては、グンゼさんからお譲りいただけるとの回答をいただいております。なお、価格につきましては現在、不動産鑑定中でありまして、鑑定が出次第、購入価格の交渉を行っていく予定でございます。

続きまして、2点目の幼児教育・保育無料化の実施に伴う対応についてのご質問にお答えします。こちらにつきましても先週の平進議員のご質問で詳しく答弁させていただいておりますが、同じような答弁になりますことをご了承賜りたいと思います。

まず最初に、2019年10月からスタートする幼児教育・保育無料化の問題や課題への対応について、どのように考えているか。影響や準備のための費用にはどう対応するのかというご質問でございます。

長井市では、教育、子育てを柱に日本一幸せに子育てできるまちを推進しております。このたび国で示されている幼児教育・保育無料化に

つきましては、大変意義のあるものと考えております。

一方で、具体的なスケジュール、財政措置、制度設計など明らかでない部分が多く、対応がまだにできないことはもちろん、来年10月からの運用開始には準備期間が短いと感じております。無償化による具体的な影響や費用についても不確定な部分が多く、国の動向を適切に把握し、対応していきたいと考えております。

続きまして、2点目の2019年10月からの幼児教育・保育無償化を待たず第2子、第3子の保育料の負担軽減、改善の実施をということですが、市内認可保育所、認定こども園の保育料については、所得に応じて保育料を設定しております。長井市の多子世帯の保育料軽減については、保育の必要性があると認定された2号、3号認定の場合は就学前までの範囲内に兄弟、姉妹がいる場合、2人目半額、3人目以降無料となり、保育の必要性がないと認定された1号認定の場合は、小学校3年までの範囲内に兄弟姉妹がいる場合、2人目半額、3人目以降無料となっております。

この設定は、国の子ども・子育て支援制度に基づき、国の基準に合わせたもので、保護者の方には文書で周知しているほか、ホームページにも掲載しております。また、保育料は国が定める水準の範囲内で市町村が定めることとされており、市町村ごとに異なります。長井市では平成27年度、子育て世帯の負担軽減を図るため、保育料自体を低くおさえております。具体的には、国の基準に対する軽減率を平成27年度時点で県内上位グループとなるように、平均23%の引き下げを行っています。

その後、国の制度改正に合わせ、低所得者世帯や多子世帯等への配慮を図るために、年収約360万円未満の世帯については子供の年齢制限を撤廃し、2人目半額、3人目以降無料とし、ひとり親等世帯で年収約360万円未満世帯につ

いては、1人目半額、2人目以降無料としております。

本来は国の施策によって低所得世帯、多子世帯及びひとり親世帯の負担軽減が行われるべきであると考えます。議員のご提案のように、市独自で保育料を減額した場合、一般財源から大きなさらに財政負担を伴いますので、慎重にならざるを得ない状況です。

なお、国が示すとおり、来年の10月から幼児教育・保育無償化が開始される場合、無償化に向けた準備と作業が始まります。まずは差し迫った無償化に向けて、円滑な導入と適切な運用に向けて力を入れていかなければならないと考えております。

続きまして、3点目の全小学校、中学校へのエアコン設置の成果と評価をどう考えるかという、この夏のエアコン設置についてのご質問、ご提言でございます。

本市の小・中学校におけるエアコンの設置につきましては、普通教室で100%の設置率であり、置賜管内はもとより議員からもご紹介ございましたように、13市でも最も高い率でございました。本市では、総合戦略の中で教育、子育てを柱にさまざまな施策に取り組んでおりますが、特に学校教育における施設の整備につきましては、早くから国の補助金等を活用して大規模改修や耐震化などの手だてを打ってまいりました。

エアコンの整備につきましては、平成23年度にまず各学校の保健室に設置いたしました。その後、国の学校施設環境改善交付金によりまして、平成26年度には西根及び豊田の2つの小学校で、平成28年度には残りの小学校4校、長井、致芳、平野、伊佐沢の各学校で整備をいたしまして、昨年度、南北両中学校の整備によりまして、市内小・中学校全校にエアコンが完備いたしました。この間、平成28年度には公共施設整備計画を策定し、本計画に基づいての整備とな



っております。

なお、学校における反応でございますが、休み時間には外で遊び、続く授業では涼しい環境でスムーズに入ることができるかと大変好評でございます。

議員からありましたように、文教常任委員会のほうでのご提言もあったようでございますが、私個人といたしましても、たしか平成23年に埼玉県所沢市で自衛隊航空機の騒音防止のために夏の間、窓を閉めなきゃいけないということに対して、そのエアコンの設置の是非を問う住民投票がたしかございまして、賛成多数だったのですが、当時の所沢市長がこれを参考としたものの、結局は設置しなかったということで、私はそのニュースを聞いたときに、明らかに我々が育った昭和の時代と今の気候は変わっておりますので、エアコンは設置すべきだというふうに考えておったんですが、財政的な負担が多大なものであるということから、ちょっとすぐすることができませんでした。

ただし平成25年に豊田小学校に米沢養護学校の西置賜の分校ということで設置をいただいた際に、米沢養護学校の子供たちについてはやはり環境の変化がかなりストレスになるということから、エアコンを設置しました。したがって、同じ小学校の中でエアコンのきいた部屋で学んでいる子供たちと暑い中で学んでいる子供たちがいるというのは決してよくないということから、翌年度、当時の財政課を説得しまして、教育委員会からもご協力いただいて順次進めてきたという思いがありまして、まず議会の皆様からも快くお認めいただき、さらにはたしか町田議員からは、中学校も早くしないとだめだと、こういうご指摘などもいただきまして、大変応援いただいたおかげだなど、厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。

続きまして、2点目の本庁舎のエアコン設置の成果と評価をどう考えるかということござ

いますが、本庁舎のエアコンは6月末に本庁舎内17カ所に設置し、7月2日から本稼働いたしました。設置場所の関係で空調機の能力に若干差がございますが、冷房温度の設定、調整が容易な機種及び台数を設置いたしましたので、快適な室温環境となっております。

エアコンのない庁舎は熱中症が心配されるなど、安全衛生委員会や組合から早急に改善が必要であると指摘されておりました。職員の皆様には相当暑さを我慢していただきましたし、来庁された市民の皆様にも暑さで不快な思いをされたと思います。ことしは全国的にも異常な暑さとなりましたので、今回設置できて大変よかったですと思っております。

職員からは、職務環境がよくなって仕事がしやすいという声が寄せられており、また市民の皆様からも庁舎内が涼しくて快適だと言っている聞いております。費用面では、本庁舎の電気料金は、稼働した8月分の使用量及び料金とも前年対比で約3割増となっておりますので、エアコン設置による増と見ておりますが、期間が限定されておりますので、ご理解いただきたいと思います。

なお、庁舎のエアコンについては、やはりまずは小・中学校等々の設置が先だということと、平成28年に学校給食共同調理場で業務を委託している会社の社員が業務中に熱中症で2人、病院に運ばれるという事故がございまして、その後、リースのエアコンを設置したということでございまして、29年度から市庁舎もどうだということ検討しておったんですが、やはりいろいろな事情から、ことし設置になったということで、大変よかったですと思っております。

続きまして、本庁舎への給水器の設置を急ぐべきという提言でございます。

本庁舎への給水器の設置については、今泉議員から以前も何度かご質問いただきました。平成24年9月議会の中で、市庁舎の暑さ対策に関

連し、来庁される市民の皆様のために給水器を設置してはどうかというご提案をいただき、次年度の平成25年6月議会の中で当初予算編成における給水器設置に関する検討の経過についてご説明申し上げました。

同年9月議会においても同様の質問をいただき、その際には設置には新たな給配水工事が必要なこと、工事をしないで設置した場合は職員による給水の負担や衛生面、管理面の問題があること、また当時は本庁舎、第2庁舎の耐震化やエアコンの設置などの庁舎整備の検討を想定したことなどをご説明申し上げました。翌日すぐに1階の水飲み場の案内表示とコップを設置させていただいたところです。まずもって暑さ対策としてエアコンを設置しましたので、新庁舎ができるまでの間は、市民の皆様には1階の水飲み場をご利用いただきたいと思っております。

なお、新庁舎の市民ホールなどに給水器を設置する方向で検討をしておりますので、お答えを申し上げたいと思っております。

最後になりますけれども、生活保護世帯へのクーラー設置についてでございます。

生活保護世帯へのクーラーの設置については、平成30年7月1日適用になった生活保護法による保護の実施要綱についての一部改正の中で、熱中症予防が特に必要とされるものがある場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房機器の器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは冷房器具の購入に要する費用について、5万円の範囲内において特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差し支えないというふうになっております。

上記の改正によりまして、本市において平成30年4月1日以降、新規で生活保護に該当した保護世帯3件でございますけれども、この方たちに対し、口頭にて設置の希望を確認したとこ

ろ、希望しないとの回答でございました。新規被保護世帯の方でございますが、施設入居者が1件で、既にエアコン設置済みが1件、そして希望しないが1件という内容でございました。

なお、これまでも自助努力により設置している場合は、使用することを制限はしてございません。今回の改正は新たに設置する場合、費用がない場合は支給するというものでございますので、ご理解賜りたいと思っております。

高齢者世帯、病人のいる世帯、低所得者世帯のクーラーの電気代の補助及び公的施設の開放についてでございますが、エアコンの電気料金を特定するのは非常に難しいと。今泉議員おっしゃるように、なかなか生活が厳しい方々にも、やはり夏場はむしろエアコンが必要な方にはしっかりとセーフティーネットを、手を差し伸べる必要があるのではございますが、補助するようになりますと、所得要件等を設けて定額補助が現実的なのかなと思われまます。やはり日常生活への支援という観点からすると、灯油購入費助成のように国あるいは県といった広域的に実施すべきで、やっぱり市町村独自で実施するというのは、もうどうしようもない場合は、これは検討しなきゃいけないんですが、まずはやはり県とか国で検討していただいて、そして私どもも応分の負担をして広域的に支援していくということが必要だと思っております。

また、高齢者や障害者が暑さ対策のため公民館などの公的施設を開放するというのは、利用の周知、施設の管理、利用する方の移動やさまざまなそれに関しての事故など、もろもろを考慮をすると、やはり各地区公民館、コミセンのご理解と、あとさまざまな面での課題等を整理した上で行っていくということで、決して難しいことではないとは思いますが、やはりそれなりの準備も必要だということから、ぜひ来年に向けてコミセンや地区公民館の皆様にも機会あるときにその辺のところをご検討いただくように

お願いしてまいりたいと思います。以上でございます。

○**渋谷佐輔議長** 8番、今泉春江議員。

○**8番 今泉春江議員** 時間もありませんので、市庁舎の基本設計の問題点について再質問をさせていただきます。

議事録を確認いたしますと、蒲生議員、また私の質問などでも、あと赤間議員なんかもドア・ツー・ドアとか、いろいろ皆さん質問しております。やはりこの中で市長答弁を見ますと、議員の皆様の意見を反映してと、市民の皆様の意見を反映してと、きっちりと申し上げており、先ほどの市長答弁では、あそこに建てるということで賛成してもらったというお話をなさってますけども、2案ぐらいを出したいというような答弁も先ほど紹介したように、しています。

なぜ、市長は2案を出したと言いますが、あれは2案ではありません。市庁舎の中に議場をどこに置くかとか、給水所をどこに置くか、控室をどこに置くか、それは2案ではありません。市庁舎の形というか、どこに建てるかと、そういうことでそれぞれの議員が質問をしております。私も含めて質問をしております。そのことについて、2案と申し上げました。その意見を反映する2案というのは出せないのでしょうか。改めて市長にお聞きいたします。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 1案ではなく2案をとすることは、何度も申し上げております。それで、今回は私は2案を出しているというふうに考えております。

例えば全く違うものを2つ出した場合、最終的に、じゃあ、どこで決めるんですか。ですから、私は市民検討委員会を基本に、そして私ども20数案あるわけですけど、その中でこれが最適だという当局案を出して、何件か。それを最終的にまとめてあの案で、I型でいこうと。それで市民検討委員会でもご了承いただいて、そ

してその案を基本に2案を出したということでございますので、1案ではございません。それを1案だとおっしゃるんでしたら、これやっぱりちょっと見解の相違としか言いようがないというふうに思います。

決して最初から1案でということではなく2案出しておりますので、あれ全然違うわけですよ。機能的には何か問題あるのでしょうか。その辺がちょっと私も、そのところでしたらわかるんですが、全く違う2つの案を出して、それをどこかで決めるというのはなかなか難しいということで、市民検討委員会の中で今回、出させていただいた2つに取りまとめさせていただいたという考えでございます。

○**渋谷佐輔議長** 8番、今泉春江議員。

○**8番 今泉春江議員** 市長、議事録を確認していただきたいと思います。決してあれは2案ではありません。何か議場が東か西か、南か北かとか、そういう問題じゃなくて、議員の方が質問してるこの中身をしっかりと捉えていただいて、2案ということを申し上げたんだと思います。私たちもそのことが私たちの意見が反映されるのだなと思って賛成したわけですから。ですから、市長が今おっしゃってることは議会軽視だと思います。とても承服できません。

以上、申し上げて、私の質問を終わります。

### 梅津善之議員の質問

○**渋谷佐輔議長** 次に、順位11番、議席番号9番、梅津善之議員。

○**9番 梅津善之議員** おはようございます。

9月定例会、一般質問最後の質問になります。お疲れのところ、よろしくお願ひしたいと思います。

私の質問は、大きく2点でございます。